

関係各位

大阪府立母子保健総合医療センター

治験推進室

2014年3月

受託研究に係る経費の出来高制度の適用について

当センターにおける受託研究に係る経費について、現行の前納制度から出来高制度へ移行することといたしました。2014年4月1日以降の契約課題から出来高制度の対象となります。

なお、現在、前納制度で実施中の課題については、研究終了まで現行通りとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 契約時に受託研究経費算出表に基づき、1症例1調査票あたりの金額を提示していただきます。
- 研究実施6ヶ月毎（5月末、11月末）又は必要に応じて、受託研究実績報告書（様式11）を提出いただき、当該報告書に基づき翌月に費用を請求いたします。

ご不明な点がございましたら、治験推進室までお問い合わせください。